

職業としての学問の道

朴 孝淑

私の専門分野は労働法である。その中でも、「労働条件（賃金）の不利益変更法理」というテーマに興味を持ち、博士論文では労働契約の基本的要素である賃金を不利益に変更する場合に生じ得る諸問題について、欧米日韓の就業規則を中心とした集団的賃金変更法理や個別的賃金変更法理に取り組み、特に日韓の就業規則法理の重要な相違について比較法的考察を行った。最近は、高年齢者の雇用政策と社会保障政策にも興味を持っている。近年、日本と韓国では少子高齢化の進展に伴って、様々な政策課題が浮上してきている。今後も引き続き、比較法的見地もふまえながら、日本法と韓国法についての雇用政策や所得保障政策における高年齢者保護規範を分析し、解釈論・立法論両面から課題の解決に向けた試論を提示していきたい。

神奈川大学法学部に赴任し、半年近くになり、やっと大学に慣れてきたところである。この半年間は、ひたすら授業と授業準備に追われる毎日で、六角橋商店街を楽しむ余裕もなく、あっという間に赴任初年度の春学期は終わっていた。何とかやり切ったという安堵の息をつく間もなく、これまでとは違う緊張感と責任感が心理的なプレッシャーとなって重くのしかかってきた。「なぜ労働法の講義（ゼミ）を受講しようと思ったのですか」という質問に、「自分の身を自分で守るためです」と答える学生たちの真剣な表情を思い出したからだろうか。私は、教育者と

して、研究者としてどうあるべきなのか。ふと院生時代に読んだ『職業としての学問』が思い浮かんだ。ウェーバーは、学問を職業とする者—教師および研究者—がとるべき心構えについて、「第三者にはおよそ馬鹿げて見える三昧鏡、こうした情熱、（中略）なにごととも忘れてその解釈を得ることに熱中するといった心構え」の必要性を語っている。また、「学問上の『達成』はつねに新しい『問題提出』を意味する。それは他の仕事によって『打ち破られ』、時代遅れとなることを自ら欲するのである。学問に生きるものはこのことに甘んじなければならない。（中略）われわれ学問に生きるものは、後代の人々がわれわれよりも高い段階に到達することを期待しないでは仕事することができない。原則上、この進歩は無限に続くものである」という（マックス・ウェーバー『職業としての学問』（岩波文庫）より）。

今私は、教育者として、研究者としてどうあるべきかという問いに自信をもって答えることはできないが、ウェーバーのいう学問を職業とする者としてとるべき心構えを常に心に留め、これからの「職業としての学問の道」をコツコツと歩んでいきたい。

（法学部准教授）

